障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用負担額の減免

1. 支援の内容

震災，風水害，火災等により一定以上の損害を受けた場合，障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者負担を減免します。

1. 対象者（要件等）

震災，風水害，火災等の災害により，住宅，家財等の財産に著しい損害を受け，その程度が半壊，床上浸水，半焼以上のいずれかの者

1. 減免後の利用者負担月額

　０円

1. 減免の適用期間

　災害の発生した月から起算して１年を経過する日の属する月まで

1. 申請期限

　被災した日から３か月以内

1. 申請に必要なもの

印鑑，り災証明書（市で確認できる場合は不要）

1. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当　（TEL）084-928-1208（FAX）084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-962-5005

新市支所保健福祉担当（TEL）0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当（TEL）084-980-7704

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 サービス給付担当

（TEL）084-928-1208　（FAX）084-928-1730